

最低制限価格の設定基準の見直しについて

このことにつきまして、「最低制限価格制度事務取扱要領」の一部を改正し、設定基準を見直しましたのでお知らせします。

なお、この基準は令和7年4月15日以降に入札公告等を行う請負契約から適用します。

現 行	R7.4. ～
<p>【第3条第1項第2号】 工事に係る委託業務にあつては、委託業務ごとに次のアからエまでに定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする（一の契約の中に二以上の工事に係る委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに別表に掲げる各々の係数を乗じて算出した額の合計額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。）。</p>	<p>【第3条第1項第2号】 工事に係る委託業務にあつては、委託業務ごとに次のアからエまでに定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする（一の契約の中に二以上の工事に係る委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに算出した額の合計額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。）。</p>
<p>【第3条第1項第2号】 設計及び補償コンサルタント業務については、予定価格の10分の6から<u>10分の8</u>の範囲内</p>	<p>【第3条第1項第2号】 設計及び補償コンサルタント業務については、予定価格の10分の6から<u>10分の8.1</u>の範囲内</p>
<p>ア(イ) 設計（土木） 一般管理費等の額に<u>10分の4.8</u>を乗じて得た額の合計額</p>	<p>ア(イ) 設計（土木） 一般管理費等の額に<u>10分の5</u>を乗じて得た額の合計額</p>
<p>イ 測量 諸経費の額に<u>10分の4.8</u>を乗じて得た額の合計額</p>	<p>イ 測量 諸経費の額に<u>10分の5</u>を乗じて得た額の合計額</p>
<p>ウ 地質調査 諸経費の額に<u>10分の4.8</u>を乗じて得た額の合計額</p>	<p>ウ 地質調査 諸経費の額に<u>10分の5</u>を乗じて得た額の合計額</p>
<p>オ 補償コンサルタント 一般管理費の額に<u>10分の4.5</u>を乗じて得た額の合計額</p>	<p>オ 補償コンサルタント 一般管理費の額に<u>10分の5</u>を乗じて得た額の合計額</p>

※詳しくは「最低制限価格制度事務取扱要領」をご確認ください。